

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項に基づいて、平成28年5月10日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分のうち、請求人の肢体不自由の障害（以下「本件障害」という。）にかかる身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を6級と認定とした部分（以下「本件処分」という。）を不服として、その取消しないし上位の等級（3級）への変更を求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

本件障害のため、免許証も取消しになり自分では自動車を運転できない。他の人に運転してもらって有料道路を使用する場合、交付された「2種6級」の手帳では、障害者割引（ETC割引も含む）が適用されないため、本件処分には不服である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年9月30日	諮問
平成28年11月24日	審議（第3回第3部会）
平成28年12月16日	審議（第4回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

(2) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の

種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下同解説を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。

ただし、診断書に記載された医師の意見（法15条3項の意見）は、飽くまで参考意見にすぎないものであり、最終的には処分庁が診断書の記載全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

このため、仮に、処分庁により交付される手帳に記載された障害等級が、申請書に添付された診断書に記載された医師の意見と異なることがあったとしても、診断書の記載内容全般を基にした処分庁の判断に違法又は不当な点が無ければ、手帳の交付処分取消・変更理由があるとする事はできないものである。

2 そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 本件診断書によれば、本件障害の障害名は「右片麻痺」（別紙1・I・①）であり、原因となった疾病・外傷名は「左被殻出血 疾病」（同②）とされており、総合所見には「右片麻痺による機能障害、バランス能力低下、注意障害を認める。」（同

⑤) と記載されている。

これらの記載からすると、本件障害は、脳内出血を原因とする右上肢及び右下肢の機能障害として認定するのが相当である。

(2) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件障害が該当する可能性がある一上肢の機能障害（又は、一上肢の手指全体の機能障害）及び一下肢の機能障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由	
	上 肢 機 能 障 害	下 肢 機 能 障 害
2 級	一上肢の機能を全廃したものの	
3 級	一上肢の機能の著しい障害 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	一下肢の機能を全廃したものの
4 級	おや指又はひとさし指を含めて 一上肢の四指の機能の著しい障害	一下肢の機能の著しい障害
7 級	一上肢の機能の軽度の障害 一上肢の手指の機能の軽度の障害	一下肢の機能の軽度の障害

また、二つ以上の障害が重複する場合の障害等級について、等級表の（その一）の「備考」欄では、「1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの扱とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、当該級とする。」「2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が二以上重複する場合は、6級とする。」とされている。

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

(3) 以上を前提に、以下、請求人の右上肢及び右下肢の機能障害（本件障害）の程度について検討する。

(ア) 右上肢の機能障害の程度

本件診断書の記載によると、右の上肢全体に感覚障害及び運動障害の存在が認められる。

処分庁の照会に対して「上肢4級」とした〇〇医師の回答内容に、「はし、ぼたん掛け等の巧緻機能に著しい障害を認める」とあることから、同医師は、右上肢特に手指の精密な運動を行うについて支障が生じていることを重視しているものと考えられるが、等級表解説によれば、「精密な運動のできないもの」は、一上肢の機能障害（別紙2・第3・2・(1)・ア・(ウ)・a）、手指の機能障害（同オ・(イ)・c・①）のいずれにおいても「軽度の障害」（7級）に相当するものとされている。

一方、握力をみると、右が20kgあり、左に比べて低下しているものの、右手指の機能障害としては軽度であり（上記オ・(イ)・c・③）、また、右上肢機能における「握る」等の点においても、相当程度の機能が保持されていると評価できる。

動作・活動についてみると、動作・活動の評価における片手動作の右手側の項目は、「△（半介助）」、その他の動作の項目では、「排泄後の後始末をする」が「○（自立）」で、他は「△（半介助）」である。

また、筋力テストについては、肩関節が○（正常又はやや減）であるが、肘から手指は△（筋力半減）とされ、ある程度の低下がみられる。一方、関節可動域については、特に問題となるような制限は認められないため、正常範囲と評価できる。

以上を総合し、等級表解説に照らして判断すると、右上肢の

機能障害は、一上肢の著しい障害（3級）とまでは判断することができず、一上肢の軽度の障害（7級）と認定するのが相当である。なお、仮に、これを一上肢の手指の機能障害との観点で評価するとしても、著しい障害（4級）ではなく、軽度の障害（7級）にとどまるものである。

(イ) 右下肢の機能障害の程度

次に、本件診断書の記載をもとに、処分庁の照会に対する〇〇医師の回答内容を併せ勘案して、右下肢の機能障害についてみると、総合所見には「バランス能力の低下」が特に指摘されていて、「ふらつき」があることが影響して起立位保持（補装具なしで）が「30分以上困難」であることが認められ、この点に限っては、一下肢の著しい障害（4級）に相当する要素もあるとも言える（別紙2・第3・2・(2)・イ・(イ)・b）。

しかし、それ以外の点では、歩行能力（補装具なしで）は「左右動揺性」があるものの、「2km以上歩行不能」で、軽度の障害（7級）に相当するレベルであり（同(ウ)・a）、筋力テストについては、全項目〇（正常又はやや減）で、また、関節可動域も正常範囲とみられる。さらに、動作・活動についても、下肢に係るものは全項目〇（自立）であり、障害が著しいことを示す要素はない。

以上について判断するに、右下肢機能の障害は、一下肢の機能の軽度の障害（7級）と認定するのが相当である。

(ウ) 総合等級

本件障害としては、右上肢と右下肢の各機能の軽度の障害（いずれも7級該当）が認められる。そして、等級表は、「肢体不自由においては、7級に該当する障害が二以上重複する場合は、6級とする。」としているから、これに従って、本件障害にかかる障害等級（総合等級）は、6級と認定するのが相当

である。

(4) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、「右上肢機能の軽度の障害（7級）」、「右下肢機能の軽度の障害（7級）」として、「障害等級6級」と認定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 上記以外の違法性又は不当性の検討について

請求人は、他の人に運転してもらって有料道路を使用する場合、交付された「2種6級」の手帳では障害者割引（ETC割引も含む）が適用されないことが不服であると主張する。

これは、国内の有料道路を障害者本人以外の者が運転し、障害者本人が乗車して通行する場合、手帳の交付を受けている障害者のうち、障害の種別に応じて一定程度以上の等級の者の場合のみが利用料金割引の対象範囲とされる制度のことを指摘し、請求人が、この点において対象外として扱われることを述べているものと認められる。

しかし、この障害者割引制度は、手帳の交付を受けている障害者を制度の対象とし、手帳に記載される障害の種別・級別を指標としているものの、首都高速道路株式会社をはじめとする全国の各有料道路事業者が、その責任において統一的に実施するものとして定めているものであって、法律上の制度ではない。また、知事において、この制度の対象範囲を定めるものでも、個別の手帳の交付を行うに際して具体的にその適用の有無を決定しているものでもないから、有料道路の料金割引の適用は、知事が行う手帳の交付処分自体の法律上の効果とは言えないものである。したがって、請求人が本件処分によってこの点における利益を受けられないとしても、そのことを、本件処分に係る不服の理由とすることはできないものというほかはない。

また、そもそも、手帳の交付処分における障害等級の認定は、申請書に添付される診断書の記載全般を基に、認定基準に沿って、等級表によって定められている障害等級への当てはめを行う判断行為であって、交付される手帳の障害等級の級別によってどのような福祉サービスを受けられるのかという点は、認定判断の要素ではなく、知事の裁量における考慮の対象外の事項である。そのことからしても、請求人の上記主張が、本件処分の違法性や不当性を左右することにはならないものである。

その他にも、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1 (略)

別紙2 (略)